

質問回答

2018年2月26日

「ミャンマー国チャウセ・ガスコンバインドサイクル火力発電所建設事業準備調査(迅速化案件)」
 (公示日:2018年2月14日/公示番号:180013)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.6 指示書の第1 「第7 見積価格及び内訳書」 及び P.22 第3 業務実施上の条件 6.現地再委託	業務指示書 P.6 では「第7 見積価格及び内訳書」では、地形測量、地質調査、環境社会配慮の3項目を別見積として計上する記載が御座いますが、P.22「第3 業務実施上の条件」「6. 現地再委託」では地形測量、地質調査については別見積もりとする」と、2項目のみが示されております。 再委託の整理として次の理解で宜しいでしょうか。 現地再委託が認められるもの(6項目): (1)地形測量 (2)地質調査 (3)水源調査 (4)気象条件・自然災害調査 (5)環境社会配慮 (6)資機材運搬調査 そのうち、現地再委託をする場合には別見積とするもの(3項目): (1)地形測量 (2)地質調査 (5)環境社会配慮 国内再委託が認められるもの(1項目): 大気シミュレーション 国内再委託の大気シミュレーションを現地再委託とし	指示書に記載の誤りがあり、(5) 環境社会配慮は別見積りとしません。 従って、(1)地形測量 (2)地質調査 (3)水源調査 (4)気象条件・自然災害調査 (5)環境社会配慮 (6)資機材運搬調査の全てについて、現地再委託が可能ですが、別見積りとする調査は <u>(1)地形測量、(2)地質調査の二つ</u> とします。 また、国内再委託の大気シミュレーションは、現地再委託も可能としますが、想定している現地業者の過去の実績等をプロポーザルで記述ください。

		て行うのは可能でしょうか。国内再委託が必須条件でしょうか。	
2	P.2 第 2 調査の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (4) 対象地域	「第 2 調査の目的・内容に関する事項」には、ベリン変電所隣接地(別添地図参照)とありますが、サイトはすでに特定されておりますでしょうか。すでに特定されておりましたら、所在地(住所)、既存のベリン変電所のどちら側に位置する土地か、また、形状・面積、現在の土地利用の状況をご教示ください。 また、同サイトの土地収用の状況をご教示ください。	サイトは既に特定されています。ベリン変電所は、チャウセ市(ウェブ上の地図サービスでは「カイオックス」と表記)の中心部から北に 7km 程度の場所に位置し、その変電所の東側に隣接する縦 1,200 フィート、横 1,045 フィート程度の四角の土地の利用が想定されています。電力エネルギー省の土地であり、空き地となっております。
3	P.4 6.業務の内容 (3) 現地調査事前準備作業	「機材調達」との記載がありますが、調達すべき機材として想定されているものはございますでしょうか。	具体的に想定している機材はありません。
4	P16 6. 業務の内容 (29) 環境社会配慮助言委員会 対応への支援(ドラフト・ファイナルレポート) 7. 成果品等 (1) 成果品等 (ウ) インテリムレポート (エ) ドラフトファイナルレポート	業務指示書 6.(29)によると DFR 段階の助言委員会の支援は 2018 年 12 月、7.成果品等 (エ)によると DFR 提出は調査開始後 10 ヶ月後とありますが、通常、DFR 段階の助言委員会(ワーキンググループ)開催の一ヶ月前には DFR(EIA 案・RAP 案含む)を提出する必要がある(助言委員会が 12 月とすると、その一ヶ月前の 11 月)との理解ですが、正しいでしょうか。 また、業務指示書 7.成果品等 (ウ)(p16)によると、EIA 案と RAP 案はインテリム・レポートの一部として提出するとありますが、このタイミングで提出する EIA 案等は、最	ドラフトファイナルレポート案は、助言委員会開催の 3 週間程度前までに送付が必要となりますので、2018 年 12 月下旬の助言委員会開催を想定し、2018 年 12 月上旬のドラフトファイナルレポート提出と変更します。 インテリム・レポートでは、EIA 案等の全体を最終ドラフト版とする必要はありません。

		<p>終ドラフトの提出が求められているということでしょうか。</p>	<p>なお、8月の環境社会配慮助言委員会(スコーピング段階)開催のために、スコーピング(案)とRAPの中間版を提出する必要があるため、プロGRESSレポートの提出時期を調査開始後4カ月(8月上旬ごろ)を目処と変更し、記載事項に、「スコーピング(案)、RAP中間版」を追加します。</p>
5	<p>P.17 7.成果品等」「(1)成果品等」 「(エ)ドラフトファイナルレポート」 (17頁)</p>	<p>ドラフトファイナルレポートの提出時期につき、左記では「調査開始後10ヶ月後を目処」と記載があり、2018年4月中旬が業務開始であれば、2019年2月中旬が目処となりますが、「第3業務実施上の条件」「1.業務工程」(20頁)では、2018年12月下旬がドラフトファイナルレポートの提出時期となっています。</p> <p>どちらの時期が貴機構の想定されるドラフトファイナルレポートの提出時期かをご教示ください。</p>	<p>上記回答のとおりドラフトファイナルレポートの提出は2018年12月上旬とします。「調査開始後10か月後を目処」という記述は削除とさせていただきます。</p>
6	<p>業務指示書の別紙P1 第2 調査の目的・内容に関する事項 2.プロジェクトの概要 (3)事業概要 ガスコンバインドサイクル発電設備(320MW級)の建設</p>	<p>左記の箇所において、「ガスコンバインドサイクル発電設備(320MW級)の建設」と記載されているが、320MW級という発電出力に対して、明確な根拠はあるのでしょうか？</p>	<p>出力は利用可能なガス量を踏まえて設定されていますが、ガス組成等の分析は未了であり、出力は変動し得るため、本調査にて詳細を精査いただきます。</p>

7	<p>業務指示書の別紙 P3 第2 調査の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (4) 環境社会配慮について</p> <p>業務指示書の別紙 P6 第2 調査の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (7) 冷却方式の検討</p> <p>業務指示書の別紙 P22 第3 業務実施上の条件 6. 現地再委託 (3) 水源調査</p>	<p>業務指示書の別紙 P6 第2節 6. 業務の内容 (7) 冷却方式の検討 において、「プロポーザル及び見積書は、空冷式を採用する場合を想定して作成すること」とあります。</p> <p>しかしながら、業務指示書の別紙 P3 第2節 5. 実施方針及び留意事項 (4) 環境社会配慮 において、「大規模地下水揚水」に該当すると記載があり、</p> <p>また、業務指示書の別紙 P22 第3節 6. 現地再委託 (3) 水源調査 において、「水源調査」が現地再委託の項目として挙げられています。</p> <p>空冷式を採用する場合を想定する場合、「大規模地下水揚水」には該当せず、「水源調査」の必要もありませんが、空冷式の場合だけを想定してプロポーザルを作成すればよろしいでしょうか？</p>	<p>第2節「6.業務内容」「(7)冷却方式の検討」における空冷式と水冷式の比較検討のため、周辺水域の水源調査は必要と考えますので、水源調査は含めてプロポーザル、見積を作成してください。</p> <p>また、大規模地下水揚水に係る環境社会配慮については、プロポーザルでご提案を頂く必要はありません。</p>
---	---	---	---

以上